

様式第13号の2（第13条の2 関係）

令和7年度 早期退職募集に係る募集実施要項

令和7年10月7日

木 津 川 市 長

今般、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（京都市市町村職員の退職手当に関する条例（昭和38年京都市市町村職員退職手当組合条例第1号。以下「条例」という。）第10条の6第1項）を行います。

1 募集の目的

職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る。

（条例第10条の6第1項第1号）

2 募集の対象

退職すべき期日において、50歳以上59歳以下の職員

（ただし、加算の対象については、勤続20年以上の職員）

3 募集人数

若干名

4 募集期間

令和7年10月7日 午前8時30分から

令和7年10月17日 午後5時15分まで

ただし、募集人数に応募が達した場合、期間中に応募を打ち切る場合があります。

5 退職すべき期日

令和8年3月31日

6 応募の手続又は取下げの手続

（1）応募する場合は、募集期間中に次の書類を所属長経由で人事秘書課に提出してください。

①退職願（任意様式）

②早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第13号の3）

（2）応募を取り下げる場合は、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第13号の4）を所属長経由で令和7年11月21日までに人事秘書課に提出してください。

7 認定又は不認定の通知時期

原則として募集期間終了後の1か月以内に通知します。

8 募集に関する問合せ連絡先

人事秘書課人事係 75-1234 (内線425)

9 その他

- (1) 条例第6条の3に基づき早期退職の特例措置(定年前1年につき3%を加算)を適用します。
- (2) 早期退職募集の対象以外の職員で、令和8年3月末までに退職を予定している職員についても、可能な限りこの期間中に申し出てください。(ただし、本制度の対象とはなりません。)

(注意事項)

- 1 次の（１）から（４）までのいずれかに該当する職員は応募することができない。
 - （１）条例第３条第２項の規定により職員とみなされる者
 - （２）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - （３）令和８年３月３１日までに定年に達する者
 - （４）地方公務員法第２９条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

- 2 応募者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
 - （１）応募がこの募集実施要項に適合しない場合
 - （２）応募者が応募をした後、地方公務員法第２９条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - （３）応募者が前号の処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - （４）応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- 3 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - （１）条例第２１条第１項各号のいずれかに該当するに至ったとき
 - （２）条例第２８条第１項又は第２項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき
 - （３）募集実施要項に記載された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこの期日に退職しなかったとき（前２号に掲げるときを除く。）
 - （４）地方公務員法第２９条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき
 - （５）応募を取り下げたとき。